

報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵愛会（以下「当法人」という）の理事、評議員、監事、運営委員、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬及び費用弁償規程について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は当法人の理事、評議員、監事、運営委員、評議員選任・解任委員、第三者委員の各役員の当法人に関する支出費用について規定する。

(役員報酬の額)

第3条 当法人の運営に係わる目的役務に対し報酬を支給する。

- 1 職務執行の対価とし、常務理事への報酬として 年額 8百万円 を支給する。
ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
- 2 当法人の監査業務に対し監査役員への監査報酬として 年額 50000円(税込) を支給する。

(費用弁償の額)

第4条 当法人の理事会、評議員会、運営委員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会に出席したとき、費用弁償として一律 日額 3000円とする。

付則

この規程は平成17年4月1日より適用する。

この規程は平成28年6月1日より適用する。

この規程は平成29年6月22日より適用する。

この規程は令和元年6月12日より適用する。